

広島県告示第七百六十一号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定によって、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、広島県土木建築局道路河川管理課及び広島県東部建設事務所三原支所において、令和七年九月四日までの間、縦覧に供する。

令和七年八月二十一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

| 路 線 名  | 供 用 を 開 始 す る 区 間                                 | 供用を開始する日 |
|--------|---------------------------------------------------|----------|
| 県道林御寺線 | 尾道市瀬戸田町林字小米山三三二七番三地从から<br>尾道市瀬戸田町林字小米山三三二八番一〇地先まで | 令和七年八月二日 |